

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.2 財務上の責任 本CPIに従い運用される認証局は、その継続的な運営に必要とされる十分な財務的基盤を維持しなくてはならない。	直近の財務諸表において債務超過に陥っていないこと	直近の3期分の財務諸表を閲覧し、債務超過に陥っていないことを確認する。					
9.2.1 保険の適用範囲 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CAの裁量で設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.2.2 その他の資産 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CAの裁量で設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.2.3 エンドエンティティに対する保険又は保証 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CAの裁量で設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.3 業務情報の秘密保護							
9.3.1 秘密情報の範囲 本CPIに従う認証局が保持する個人及び組織の情報は、証明書、CRL、各認証局が定めるCPSの一部として明示的に公表されたものを除き、秘密保持対象として扱われる。認証局は、法の定めによる場合及び加入者による事前の承諾を得た場合を除いてこれらの情報を外部に開示しない。 加入者の私有鍵は、その加入者によって秘密保持すべき情報である。認証局では、いかなる場合でもこれらの鍵へのアクセス手段を提供しない。 監査ログに含まれる情報及び監査報告書は、秘密保持対象情報である。認証局は、本CP「8.6 監査結果の報告」に記載されている場合及び法の定めによる場合を除いて、これらの情報を外部へ開示しない。	(1)次の情報は、秘密情報として取り扱われ、法の定めによる場合及び加入者による事前の承諾を得た場合を除いてこれらの情報を外部に開示しないこと。 ①CAが保持する個人及び組織に関する情報 ②監査ログに含まれる情報 ③監査報告書 (2)CAは、いかなる場合でも加入者の私有鍵へのアクセス手段を提供しないこと。	CPS、システム設計書あるいは運用マニュアル等を閲覧し、秘密情報としての取り扱い対象がCPIに定められた範囲であり、法の定めによる場合及び加入者による事前の承諾を得た場合を除いてこれらの情報を外部に開示しないこと、および加入者の私有鍵に対し、いかなる場合でもアクセス手段を提供していないことを確認する。					
9.3.2 秘密情報の範囲外の情報 証明書及びCRLに含まれている情報は秘密情報として扱わない。 その他、次の情報も秘密情報として扱わない。 ・認証局以外の出所から、秘密保持の制限無しに公知となった情報 ・開示に関して加入者によって承認されている情報	次の情報は、秘密情報として扱っていないこと。 (1)証明書及びCRLに含まれている情報 (2)CA以外の出所から、秘密保持の制限なしに公知となった情報 (3)開示に関して加入者によって承認されている情報	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、CPの9.3.2に定められた範囲は秘密情報として扱っていないことを確認する。					
9.3.3 秘密情報を保護する責任 認証局は9.3.1 秘密情報の範囲で規定された秘密情報を保護するため、内部及び外部からの情報漏洩の脅威に対して秘密情報を保護するための保護対策を講じていること。 ただし、認証局が保持する秘密情報を、法の定めによる場合及び加入者による事前の承諾を得た場合に開示することがある。その際、その情報を知り得た者は契約あるいは法的な制約によりその情報を第三者に開示することはできない。にもかかわらず、そのような情報が漏洩した場合、その責は漏洩した者が負う。	(1)認証局は「9.3.1 秘密情報の範囲」で規定された秘密情報を保護するため、内部及び外部からの情報漏洩の脅威に対して秘密情報を保護するための保護対策を講じていること。 (2)9.3.1.(2)の場合、第三者にそのような情報が漏洩した場合、当該秘密保持契約において、情報漏洩が発生した場合の責任は漏洩者が負うものとされていること。	(1)CPS、システム設計書あるいは運用マニュアル等を閲覧し、「9.3.1 秘密情報の範囲」で規定された秘密情報を保護するため、内部及び外部からの情報漏洩の脅威に対して秘密情報を保護するための保護対策を講じていることを確認する。 (2)CPS等、秘密保持契約書等を閲覧し、情報漏洩が発生した場合の責任は漏洩者が負うものとされていることを確認する。					
9.4 個人情報のプライバシー保護							
9.4.1 プライバシーポリシ 認証局における個人情報の取り扱いについては、各認証局のCPSで特定される「プライバシーポリシ」を適用するものとする。	認証局における個人情報の取り扱いはCPSで特定されるプライバシーポリシーを適用していること。	CPSおよびプライバシーポリシーを閲覧し、認証局における個人情報の取り扱いはCPSで特定されるプライバシーポリシーを適用していることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 臺類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.4.2 プライバシーとして保護される情報 認証局は、次の情報を保護すべき個人情報として取り扱う。 ・登録局が本人確認や各種審査の目的で収集した情報の中で、証明書に含まれない情報。 例えば、身分証明書、自宅住所、連絡先の詳細など、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を指す。 ・CRLに含まれない加入者の証明書失効又は停止の理由に関する情報。 ・その他、認証局が業務遂行上知り得た加入者の個人情報。	次の情報は、保護されるべき個人情報として取り扱われていること。 (1)RAが、本人確認及び各種審査目的で収集した情報の中で、証明書に含まれない情報。(例えば身分証明書、自宅住所、連絡先など) (2)CRLに含まれない加入者の証明書失効又は停止の理由に関する情報 (3)CAが業務上知り得た加入者の個人情報	CPSおよびプライバシーポリシーを閲覧し、9.4.2で挙げる項目が個人情報として取り扱われていることを確認する。					
9.4.3 プライバシーとはみなされない情報 次の情報は、秘密情報として扱わない。 ・公開鍵証明書 ・CRLに記載された情報	次の情報は、保護されるべきプライバシー情報として取り扱われていないこと。 (1)公開鍵証明書 (2)CRLに記載された情報	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、公開鍵証明書およびCRLに記載された情報をプライバシー情報として扱っていないことを確認する。					
9.4.4 個人情報を保護する責任 認証局は「9.4.2 プライバシーとして保護される情報」で規定された情報を保護するため、内部及び外部からの情報漏洩に係わる脅威に対して合理的な保護対策を実施する責任を負う。	内部及び外部からの情報漏洩の脅威に対して9.4.2に定める情報を保護するため、合理的な対策を講じていること。	CPS、システム設計書あるいは運用マニュアル等を閲覧し、9.4.2「プライバシーとして保護される秘密情報」で規定された個人情報を保護するため、内部及び外部からの情報漏洩に係わる脅威に対して個人情報を保護するための合理的な対策を講じていることを確認する。					
9.4.5 個人情報の使用に関する個人への通知及び同意 認証局は、証明書発行業務及びその他の認証業務の利用目的に限り個人情報を利用する。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、法令で除外されている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。	(1)個人情報の利用目的は次の場合に限るとされていること。 ①証明書発行業務 ②認証業務 (2)当該利用目的を超えて個人情報を利用する場合は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとされていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、個人情報の利用目的は証明書発行業務および認証業務の場合に限るとされていること、および、当該利用目的を超えて個人情報を利用する場合は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとされていることを確認する。					
9.4.6 司法手続又は行政手続に基づく公開 司法機関、行政機関又はその委託を受けたものの決定、命令、勧告等があった場合は、認証局は情報を開示することができる。	CAは、司法機関、行政機関またはその委託を受けたものの決定、命令、勧告等があった場合、情報を開示することができるものとされていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、司法機関、行政機関またはその委託を受けたものの決定、命令、勧告等があった場合、情報を開示することができるものとされていることを確認する。					
9.4.7 その他の情報開示条件 個人情報を提供した本人又はその代理人から当該本人に関する情報の開示を求められた場合、認証局で別途定める手続きに従って情報を開示する。この場合、複製にかかる実費、通信費用等については、情報開示を求める者の負担とする。	個人情報を提供した本人又はその代理人からの個人情報の開示手続きを定めていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、個人情報の開示手続きを定めていることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号および/または書類名	監査エビデンス(具体的な確認事項/方法)	CA監査者評価およびコメント	専門家会議評価およびコメント
9.5 知的財産権 認証局と加入者との間で別段の合意がなされない限り、認証局が提供するサービスに関わる情報資料及びデータは、次に示す当事者の権利に属するものとする。 ・加入者証明書：認証局に帰属する財産である ・加入者の私有鍵：私有鍵は、その保存方法又は保存媒体の所有者に關わらず、公開鍵と対になる私有鍵を所有する加入者に帰属する財産である ・加入者の公開鍵：保存方法又は保存媒体の所有者に關わらず、対になる私有鍵を所有する加入者に帰属する財産である ・CPS：認証局に帰属する財産（著作権を含む）である ・本CP：「HPKI認証局専門家会議」に帰属する財産（著作権を含む）である	次に示すものは、次に示す当事者が権利を有するとされていること。 ①加入者証明書：CA ②加入者の私有鍵：公開鍵と対になる私有鍵を所有する加入者 ③加入者の公開鍵：対になる私有鍵を所有する加入者 ④CPS:CA ⑤本CP:HPKI認証局専門家会議	CPS、運用マニュアル等を開覧し、CPの9.5の示す権利となっていることを確認する。					
9.6 表明保証 9.6.1 認証局の表明保証 認証局は、その運営にあたり、本CP及び認証局の定めるCPSに基づいて、加入者及び検証者に対して次の認証局としての責任を果たすものとする。 ・提供するサービスと運用のすべてが、本CPの要件と認証局の定めるCPSに従って行われること。 ・証明書の発行時に、申請者の申請内容の真偽の確認を確實に行うこと。 ・認証局が証明書を発行する時は、証明書に記載されている情報が本CPに従って検証されたことを保証すること。 ・公開鍵を含む証明書を加入者に確実に届けること。 ・認証局で定める失効ポリシーに従って失効事由が生じた場合は、証明書を確実に失効すること。 ・CRL、ARLなどの重要事項を認証局の定める方法により、速やかに入手できるようにすること。 ・認証局の定める方法で、CPIに基づく加入者の権利と義務を各加入者に通知すること。 ・鍵の危険化のおそれ、証明書又は鍵の更新、サービスの取り消し、及び紛争解決をするための手続きを加入者に通知すること。 ・本CP「5 建物及び関連施設、運用のセキュリティ」及び「6 技術的セキュリティ管理」に従い認証局を運営し、私有鍵の危険化を生じさせないこと。 ・CA私有鍵が、証明書及び証明書失効リストに署名するためだけに使用されることを保証すること。 ・申請者の申請内容の真偽の確認において利用した書類を含む、各種の書類の滅失、改ざんを防止し、10年間保管すること。 ・認証局の発行する証明書の中で、加入者に対して、加入者の名称(subjectDN)の一意性を検証可能にしておくこと。	(1)サービスの提供と運用が、本CP及びCPSに従って行われていること。 (2)証明書発行時に、申請者の申請内容の真偽の確認を確實に行っていること。 (3)証明書発行時、証明書記載の情報が本CPに従って検証されたことを保証していること。 (4)公開鍵を含む証明書が加入者に確実に届けられていること。 (5)失効ポリシーに従って失効事由が生じた場合、証明書が確実に失効されていること。 (6)CRL,ARLなどを速やかに入手できるようにされていること。 (7)加入者の本CPに基づく権利と義務が、各加入者に通知されていること。 (8)鍵の危険化のおそれ、証明書又は鍵の更新、サービスの取消し、紛争解決手段が、加入者に通知されていること。 (9)本CP「5 建物及び関連施設、運用のセキュリティ」及び「6 技術的セキュリティ管理」に従いCAが運営され、私有鍵の危険化を生じさせていないこと。 (10)CA私有鍵が、証明書及び証明書失効リストに署名するためだけに使用されることが保証されていること。 (11)各書類は、改ざん及び滅失が防止され、10年間保存されていること。 (12)証明書のなかで加入者の名称(subjectDN)の一意性が検証可能になっていること。	CPS、運用マニュアル等を開覧し、CPの9.6.1で示す事項を認証局の責任として果たしていることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.6.2 登録局の表明保証 登録局は、認証局から独立して登録局を運営する場合、加入者、検証者、認証局に対して次の責任を果たすものとする。また、登録局は、認証局に代わって果たす行為について個別に責任を負う。 ・証明書発行にあたり、申請内容の真偽の確認を確實に行い、確認の結果を認証局に対して保証すること。 ・認証局の発行する証明書の中で、加入者に対して加入者の名称(subjectDN)の一意性が検証可能になっていること。 ・証明書申請情報を認証局に安全に送付し、登録記録を安全に保管すること。 ・証明書失効申請を行う場合は、本CP「4.9.3 失効申請の処理手順」に従って失効申請を開始すること。 ・将来の検証のため、また証明書がどのように、何故生成されたかを管理可能なように、証明書の作成要求又は失効要求などのイベントを、認証局に移管した場合を除き、証明書の有効期間満了後10年間保管すること。	(1)証明書発行にあたり、加入者の申請内容の真偽の確認を確實に行っていること。 (2)当該確認の結果をCAIに対して保証していること。 (3)CAの発行する証明書のなかで、加入者に対して加入者の名称(subjectDN)の一意性が検証可能になっていること。 (4)証明書申請情報をCAIに対して安全に送付していること。 (5)登録記録を安全に保管していること。 (6)証明書失効申請は、本CP4.9.3に従って行われていること。 (7)証明書の作成要求又は失効要求などは、証明書の有効期間満了後10年間保管されていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、CPの9.6.2で示す事項を認証局の責任として果たしていることを確認する。					
9.6.3 加入者の表明保証 本CPに則り運営される認証局の加入者は、認証局に対して次の責任を果たすものとする。 1. 証明書発行申請内容に対する責任 証明書発行申請を行う場合、認証局に提示する申請内容が虚偽なく正確であることに対する責任を果たすこと。 2. 証明書記載事項の担保責任 証明書の記載内容について証明書の受領時に確認を行い、申請内容と相違ないかを確認すること。また、記載内容について現状との乖離が発生した場合には、速やかに当該証明書の失効手続きを行うこと。 3. 鍵などの管理責任 私有鍵を保護し、紛失、暴露、改ざん、又は盗用されることを防止するために妥当な措置を取ること。 4. 各種の届出に対する責任 私有鍵の紛失、暴露、その他の危険化、又はそれらが疑われる場合には、認証局の定めるCPSに従って速やかに届け出ること。また、証明書情報に変更があった場合は、認証局の定めるCPSに従って速やかに届け出ること。 5. 利用規定の遵守責任 加入者は、本CP及び認証局で加入者に対して開示される文章を読み、その利用規定及び禁止規定を遵守すること。	認証局は加入者が9.6.3で定める以下の責任を果たすような措置をとること。例えば証明書申請時に提出する加入契約書で確約させる等の方法がある。 (1)加入者による証明書発行申請内容には、虚偽がなく正確であること。 (2)加入者は証明書の受領時に、証明書の記載内容が申請内容と相違ないことを確認すること。 (3)証明書の記載内容が現状と乖離している場合、加入者は速やかに当該証明書の失効手続を行うこと。 (4)加入者は、私有鍵の盗難紛失等を防止するための妥当な措置をとっていること。 (5)加入者は、私有鍵の紛失、危険化等、またはそれらが疑われるときは、CPSに従い速やかに届け出ること。 (6)加入者は、証明書情報に変更があった場合、CPSに従って速やかに届け出ること。 (7)加入者は、本CP、及びCAIにて加入者に対して開示される文章を読み、その利用規定及び禁止規定を遵守すること。	CPS、運用マニュアル、加入者申請書等を閲覧し、CPの9.6.3で示す事項について加入者が了解し、自らの責任として履行することができるよう規定されていることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.6.4 検証者の表明保証 本CPに則り運営される認証局の検証者は以下の責任を果たすものとする。 1. 利用規定の遵守責任 検証者は、本CP及び認証局で検証者に対して開示される文章を読み、その利用規定及び禁止規定を遵守すること。また、証明書の利用に際しては信頼点の管理を確実に行うこと。 2. 証明書記載事項の確認責任 検証者は、証明書を利用する際に、その有効性を確認する責任がある。有効性的の確認には、以下の事項が含まれる。 ・証明書の署名が正しいこと ・証明書の有効期限が切れていないこと ・証明書が失効していないこと 証明書の記載事項が、本CP「7 証明書及び失効リスト及びOCSPのプロファイル」に記述されているプロファイルと合致していること。特に、次の2点の検証を実施することはHPKI署名用証明書として重要である。 - OID及びIssuerのCNがHPKIの規定に一致していること - hcRole及びkeyUsageのnonRepudiationのみが立てられていること	認証局は検証者が9.6.4で定める以下の事項につき以下の責任を果たせるように措置をとること。例えば認証局のポータルサイトに掲示をするとか、加入者の証明書申請時に使用時は検証者に9.6.4の責任を果たしているかの確認あるいは注意を促す必要があることを了解させるなどの措置が考えられる。 (1)検証者は、本CP、及びCAにて検証者に対して開示される文書を読んでいる。 (2)検証者は、それらに関する利用規定及び禁止規定を遵守している。 (3)検証者は、証明書を利用する際、次の諸点に関する証明書の有効性を確認している。 ①証明書の署名が正しいこと ②証明書の有効期限が経過していないこと ③証明書が失効していないこと ④証明書の記載事項が本CP7に記述されているプロファイルと合致していること(とくに、OID及びIssuerのCNがHPKIの規定に一致していること、hcRole及びkeyUsageのnonRepudiationのみが立てられていること)	CPS、運用マニュアル等を開覧し、CPの9.6.4で示す事項を検証者の責任として果たすための措置をしていることを確認する。					
9.6.5 他の関係者の表明保証 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CAの裁量で設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.7 無保証 認証局は、本CP「9.6.1 認証局表明保証」及び「9.6.2 登録局の表明保証」に規定する保証に関連して発生するいかなる間接損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害に対する責任を負わず、いかなる逸失利益、データの紛失又はその他の間接的若しくは派生的損害に対する責任を負わない。 また、本CP「9.16.5 不可抗力」で規定される不可抗力によるサービス停止によって加入者、若しくはその他の第三者において損害が生じた場合、認証局は一切の責任を負わない。	本CPの規定と矛盾がないこと。	CPS、運用マニュアル等を開覧し、本CPの規定と矛盾がないことを確認する。					
9.8 責任制限 認証局は、加入者において電子証明書の利用又は私有鍵の管理その他加入者が注意すべき事項の運用が不適切であったために生じた損害に対して責任を負わない。 また、認証局及び登録局の責任は、認証局及び登録局の怠慢行為によりCP、CPSに定められた運用を行わなかった場合に限定する。 なお、本CP「9.6 表明保証」に関し、次の場合、認証局は責任を負わない。 (以下省略)	本CPの規定と矛盾がないこと。	CPS、運用マニュアル等を開覧し、本CPの規定と矛盾がないことを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.9 捲償	<p>本CPIに規定された責任を果たさなかったことに起因して、認証局がサービスの加入者に対して損害を与えた場合、認証局で定める金額を上限として損害を賠償する。</p> <p>ただし、認証局側の責に帰さない事由から発生した損害、逸失利益、間接損害、又は予見の有無を問わず、特別損害については、いかなる場合でも一切の責任を負わない。</p> <p>また、加入者は認証局が発行する証明書を申請した時点で、検証者は信頼した時点で、認証局及び関連する組織等に対する損害賠償責任が発生する。</p>	<p>補償に関しては最低限以下の条件を包含すること。これを上回る補償条件を設定することを妨げるものではない。</p> <p>(1)本CPIに規定された責任を果たさなかったことに起因して、CAがサービスの加入者に対して損害を与えた場合、CAで定める金額を上限として損害を賠償する。</p> <p>(2)CAの責に帰さない事由から発生した損害、逸失利益、間接損害、特別損害については、責任を負わない。</p> <p>(3)加入者がCAに対して証明書を申請した時点、検証者が信頼した時点で、CA及び関連する組織の損害賠償責任が発生する。</p>	CPS、運用マニュアル等を閲覧し補償金額が定められ、9.9で定められた補償条件が確保されていることを確認する。 CAの裁量で標準ポリシーを上回る条件が設定されている場合は問題がないか確認する。				
9.10 本ポリシの有効期間と終了							
9.10.1 有効期間	本CPIは、作成された後、「HPKI認証局専門家会議」により審査、承認されることにより有効になる。また、「9.10.2 終了」で記述する本CPIの終了まで有効であるものとする。	本CPIは、HPKI認証局専門家会議により審査、承認されたときに、有効とすること。 また、「9.10.2 終了」で記述する本CPIの終了まで有効であるものとすること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、有効期間がHPKI認証局専門家会議により審査、承認されたときに、有効とされ、「9.10.2 終了」で記述する本CPIの終了まで有効であるとしていることを確認する。				
9.10.2 終了	本CPIは、「9.10.3 終了の影響と存続条項」で規定する存続条項を除き、「HPKI認証局専門家会議」が無効と宣言した時点又は「HPKI認証局専門家会議」が機能を果たさなくなった場合、無効になる。	CPIは以下の場合無効となるものとすること。 (1)本CPIは、HPKI認証局専門家会議が機能を果たさなくなった場合、無効となる。但し、9.10.3の場合を除く。 (2)無効とされた本CPIの部分に対応するCPSの規定も、無効となる。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、9.10.2で定める条件を無効の条件としていることを確認する。				
9.10.3 終了の影響と存続条項	文書が終了した場合であっても、「9.3 企業情報の秘密保護」、「9.4 個人情報のプライバシー保護」、「9.5 知的財産権」に関する義務は存続するものとする。また、「HPKI認証局専門家会議委員会」において部分的な存続を定めた場合は、当該存続部分は有効なものとする。	本CPIが無効となった後も、9.3,9.4,9.5に関する義務、及び、HPKI認証局専門家会議が部分的な存続を認めた部分は、有効とすること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、9.10.3で定める条項を最低限の存続条項としていることを確認する。				
9.11 関係者間の個々的通知と連絡	認証局から加入者への通知方法は、別項で特に定めるものを除き、電子メール、ホームページへの掲載、郵送による書面通知など認証局が適切と判断した方法により行われていること。 (2)CAから加入者の届け出た住所、FAX番号、電子メールアドレスにあてて加入者への通知を発した場合には、当該通知が延着又は不着となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなすこと。 ただし、CAの裁量で加入者に有利なように条件を配慮することを妨げるものではない。	(1)CAから加入者への通知は、電子メール、HPへの掲載、郵送による書面通知など認証局が適切と判断された方法により行われていること。 (2)CAから加入者の届け出た住所、FAX番号、電子メールアドレスにあてて加入者への通知を発した場合には、当該通知が延着又は不着となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなすこと。 ただし、CAの裁量で加入者に有利なように条件を配慮することを妨げるものではない。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、認証局が適切と判断した方法により通知が行われていること、また、通常の到達すべき時を延着時や付着時の時刻としていることを確認する。ただし、CAの裁量で加入者に有利なように設定されている場合は特に問題ないか確認する。				
9.12 改訂							
9.12.1 改訂手続き	「HPKI認証局専門家会議」が本CPIの改訂を行う場合は、改訂に先立ち、本CPIに関連する全ての認証局に通知を行い、意見を求める。 本CPIが変更された時は、「HPKI認証局専門家会議」によって承認する。	CPとして監査目標項目なし。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、改訂手続きの記載がある場合は問題ないか確認する。				

準拠性監查報告書樣式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号および/または書類名	監査エビデンス(具体的な確認事項/方法)	CA監査者評価およびコメント	専門家会議評価およびコメント
9.12.2 通知方法と期間 本CPが改訂された場合、情報公開用Webサイト等を通じて、全ての加入者、関連する認証局及び検証者に速やかに公開する。公開の期間については、次のように定める。 ・重要な変更は、通知後90日を上限として、通知に定められた告知期間を経て効力を生ずる。なお、通知後、上記で示した方法に従い通知を行うことにより、変更を中止することもあり得る。但し、監査指摘事項などによる緊急を要する重要な変更は、通知後、直ちに効力を生ずる。 ・重要な変更は、通知後直ちに効力を生ずる。	(1)CPS、運用マニュアル等が改訂された場合、情報公開用Webサイト等を通じて、全ての加入者、関連する認証局、検証者に速やかに(2)(3)に規定する公開期間に従って公開するすることによって通知すること。 (2)重要な変更は、通知後90日を上限として、通知に定められた告知期間を経て効力を生ずる。 (3)監査指摘事項などによる緊急を要する重要な変更、及び、重要な変更は、通知後直ちに効力を生ずる。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、CPが改訂された場合の通知方法と公開期間が9.12.2に従って行われることを確認する。					
9.12.3 オブジェクト識別子(OID)の変更理由 本CPの変更があった場合には、本CPのバージョン番号を更新する。 また、次の場合には、OIDを変更する。 ・証明書又はCRLのプロファイルが変更されたとき ・セキュリティ上重要な変更がされたとき ・本人性、国家資格の確認方法の厳密さに重要な影響を及ぼす変更がされたとき	以下の事由の場合にバージョン番号あるいはOIDが変更されることを了解し、対応すること。 (1)本CPの変更があった場合には、本CPのバージョン番号を更新する。 (2)次の場合、OIDを変更する。 ①証明書又はCRLのプロファイルが変更されたとき ②セキュリティ上重要な変更がされたとき ③本人性、国家資格の確認方法の厳密さに重要な影響を及ぼす変更がされたとき	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、9.12.3の事由の場合にバージョン番号あるいはOIDが変更されることを了解し、対応すること。					
9.13 紛争解決手続 証明書の発行主体である、各認証局のCPSにおいて定める。	CPSにおいて紛争解決が定められていること、その場合、法令に準拠していること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し紛争解決手段が定められ、法令に準拠していることを確認する。					
9.14 準拠法 本CPは、「電子署名及び認証業務に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する日本国内法規に準拠している。	本項はCPの準拠法を述べているだけなので特に監査目標は設定しない。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、なんらかの根拠法が設定されている場合は日本国内法が適用されているか確認する。					
9.15 適用法の遵守 本CPの適用にあたっては、日本国内法及び公的の通知等がある場合はそれを優先する。	日本国内法の強行法規及び公的の通知等は、本CP及びCPSより優先適用されていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、日本国内法の強行法規及び公的の通知等が、CP及びCPSより優先適用されていることを確認する。					
9.16 雜則							
9.16.1 完全合意条項 本CPは、本CPに定められたサービスに対して当事者間の完全合意を構成し、認証業務について記述された書面又は口頭による過去の一切の意思表示、合意、表明事項にとって代わるものとするものである。	本CPに定められたサービスに対して当事者間の完全合意を構成し、認証業務について記述された書面又は口頭による過去の一切の意思表示、合意、表明事項にとって代わるものとすること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、CPが過去の一切の意思表示、合意又は表明事項に取って代わるものとしていることを確認する。					
9.16.2 権利譲渡条項 関係者は、本CPに定める権利義務を担保に供することができない。また、次の場合を除き、第三者に譲渡することができない。 ・認証局が登録局に本CPに定める業務の委託を行うとき ・本CPに則った認証局の移管又は譲渡を行うとき	(1)関係者は、本CPに定める権利義務を担保に供することができないとされていること。 (2)関係者は、本CPに定める権利を第三者に譲渡することができない。但し ①CAがRAに本CPに定める業務の委託を行うとき、及び ②本CPに則ったCAの移管又は譲渡を行うときは、この限りでないとされていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、権利譲渡条項が9.16.2で定める条項を満たしていることを確認する。					
9.16.3 分離条項 本CPのひとつ又は複数の条項が司法の判断により、無効であると解釈された場合であっても、その他の条項の有効性には影響を与えないとされていること。 (2)司法判断により無効と判断された条項は、法令の範囲内で当事者の合理的な意思を反映した規定に読み替えることとされていること。	(1)本CPのひとつ又は複数の条項が、司法判断により無効であると解釈された場合であっても、その他の条項の有効性には影響を与えないとされていること。 (2)司法判断により無効と判断された条項は、法令の範囲内で当事者の合理的な意思を反映した規定に読み替えることとされていること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、司法判断に対する措置が9.16.3を満足していることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシ	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
9.16.4 強制執行条項(弁護士費用及び権利放棄) 規定しない。	本CPでは規定されないので監査目標は設定しない。	CAの裁量で設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.16.5 不可抗力 以下に例示されるような通常人の標準的な注意義務を尽くしても、予防・回避できない事象を不可抗力とする。不可抗力によって損害が発生した場合、本CP「9.7 無保証」の規定により認証局は免責される。 (以下省略)	(1)次の事象が不可抗力とされていること。 ①火災、雷、洪水、地震、台風、有害物質による汚染など ②暴動、戦争など ③裁判所、行政府、地方機関による行為または判断 ④ストライキ、労働争議、工場閉鎖 ⑤CAの責めによらない事由により、本CPに基づく義務の遂行上必要とする必須の機器、物品、供給物もしくはサービスが利用不能となった場合。 (2)不可抗力によって損害が発生した場合、本CP9.7の規定により、CAは免責されるとされていること。 ただし、CAの裁量で責任を負うことを妨げるものではない。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、不可抗力の事象および免責条項が9.16.5を満足していることを確認する。、CAの裁量でなんらかの責任が設定されている場合は特に問題がないか確認する。					
9.17 その他の条項 本CPを採用した認証局又は登録局が別の組織と合併、または別の組織に移管、譲渡する場合、新しい組織は本CPの方針に同意し、責任を持ち続けているものとすること。	本CPを採用したCAもしくはRAが、別の組織と合併、または別の組織に移管、譲渡する場合、新しい組織は本CPの方針に同意し、責任を持ち続けているものとすること。	CPS、運用マニュアル等を閲覧し、認証局が別の組織と合併、または別の組織に移管、譲渡する場合、新しい組織はCPの方針に同意し、責任を持ちづけているものとされていることを確認する。					